

事務連絡
令和2年3月27日

一般社団法人 日本船用工業会専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課

内航船省エネルギー格付制度の本格運用につきまして

平素より海事行政にご理解・ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、国土交通省では、これまで「内航船省エネルギー格付制度」の暫定運用を行って参りましたが、昨日付でその内容を改正し、本日より本格運用としてスタートさせることとなりました。

本内容につきましては、以下のとおり当省のホームページでも発表させて頂いております。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000148.html

つきましては、別添のとおり周知文書及び本制度に関する資料一式を送付させていただきますので、よろしくご査収ください。

ご不明な点等がございましたら、以下担当までご連絡を頂けますと幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。

以上

担当：中村、滝沢

Tel:03-5253-8636

Mail: nakamura-k2wa@mlit.go.jp, takizawa-f2eh@mlit.go.jp

国海環第167号
令和2年3月26日

一般社団法人 日本船用工業会専務理事 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長



内航船省エネルギー格付制度の本格運用について（周知）

平成27年12月に国連気候変動枠組条約において「パリ協定」が採択され、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。同計画において、内航海運におけるCO2排出削減目標として「2030年度に2013年度比で157万t-CO2削減」することが掲げられています。

しかし、内航船の環境性能を客観的に評価する指標はなく、船舶の所有者、運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を利用する荷主が省エネ・省CO2に優れた船舶を建造・運航しても十分にPRしづらい現状がありました。

このため、平成29年7月より船舶の省エネ・省CO2効果を「見える化」し、評価できる内航船省エネルギー格付制度の暫定運用を行ってきたところですが、今般、環境性能の評価手法の変更等を行い、本格運用を開始します。

本制度では、船舶の所有者、船舶の運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を利用する荷主から申請があった船舶の環境性能を、基準値よりも何%改善したかに応じて、星1つ～5つで評価を行います。

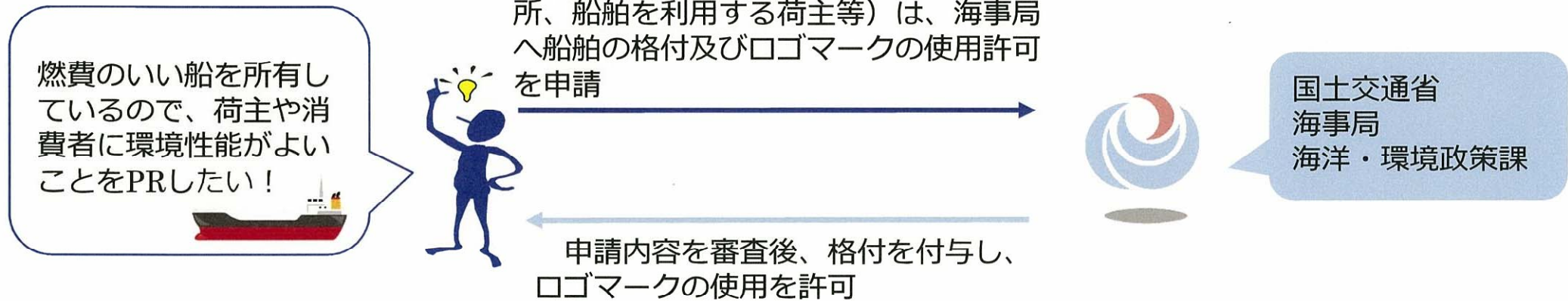
また、格付を取得した事業者は、船体や名刺、企業ホームページ等でロゴマークを使用することができます。

船舶に格付を付与しロゴマークの使用を認められることで、環境対策に関心のある荷主や消費者へ、環境性能のよい船舶を建造、運航していること等PRが行いやすくなることが期待されます。

なお、国土交通省でも、高い格付の船舶及び申請事業者を定期的に公表する予定です。

つきましては、別添のとおり内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領及び内航船省エネルギー格付制度計算要領（ハード対策）をお送り致しますので、よろしくお取り計らい下さい。

- 申請者（船舶の所有者、運航者、造船所、船舶を利用する荷主等）の希望に応じ、国交省が内航船の環境性能を「見える化」（評価）する制度。
- 申請事業者は、格付によって客観的に船舶の環境性能が評価されることで、環境対策に関心のある荷主や消費者等へ、環境性能のよい船舶を建造、運航していること等PRが可能。
- 本制度の普及等を通じて、地球温暖化対策計画における内航海運のCO2排出量削減目標（2030年度において、2013年度比157万トン削減）の達成を目指す。



格付の種類

申請船の環境性能を、基準値より何%改善しているかに応じて、星1つ～5つで評価を行います。

改善率	0%以下	0%～5%未満	5%以上10%未満	10%以上15%未満	15%以上20%未満	20%以上
評価	評価無し	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★

ロゴマーク

船体や名刺、ホームページ等で活用できる右図のようなロゴマークの使用することができます。



令和2年3月27日
海事局海洋・環境政策課**内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します**

国土交通省では、地球温暖化対策計画における内航海運のCO₂排出削減目標達成に向け、船舶の省エネ・省CO₂技術の効果を「見える化」し評価できる内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します。

平成27年12月に国連気候変動枠組条約において「パリ協定」が採択され、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。同計画において、内航海運におけるCO₂排出削減目標として「2030年度に2013年度比で157万t-CO₂削減」することが掲げられています。

しかし、内航船の環境性能を客観的に評価する指標はなく、船舶の所有者、運航者、船舶を建造した造船所、船舶を利用する荷主等が省エネ・省CO₂に優れた船舶を建造・運航しても十分にPRしづらい現状がありました。

このため、平成29年7月より船舶の省エネ・省CO₂効果を「見える化」し、評価できる内航船省エネルギー格付制度の暫定運用を行ってきたところですが、今般、環境性能の評価手法の変更等を行い、本格運用を開始します。

本制度では、船舶の所有者、船舶の運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を利用する荷主から申請があった船舶の環境性能を、基準値よりも何%改善したかに応じて、星1つ(★)～5つ(★★★★★)で評価を行います。

表 改善率に応じた評価

改善率	0%以下	0%～ 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
評価	評価無し	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★

格付を取得した事業者は、船体や名刺、企業ホームページ等でロゴマークを使用することができます。

船舶に格付を付与しロゴマークの使用を認められることで、環境対策に関心のある荷主や消費者へ、環境性能のよい船舶を建造、運航していること等PRが行いやすくなることが期待されます。



なお、国土交通省でも、高い格付の船舶及び申請事業者を定期的に公表する予定です。

国土交通省としては、本制度を通して引き続き内航海運の省エネ・省CO₂化に努めて参ります。

<添付資料>

(別添1) 内航船省エネルギー格付制度概要

(別添2) 内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領

(別添2-1)～(別添2-4) 内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領様式第1～第4

(別添3) 内航船省エネルギー格付制度計算要領(ハード対策)

【問い合わせ先】

海事局 海洋・環境政策課 中村、鈴木



(代表) 03-5253-8111 (内線) 43-902、43-914

(直通) 03-5253-8636 (FAX) 03-5253-1644



本文へ 本文へ

文字サイズ変更

標準 拡大 標準 拡大
 標準 拡大 標準 拡大
 音声読み上げ・ルビ振り 音声読み上げ・ルビ振り

カスタム検索

検索方法 検索方法

English

English

サイトマップ サイトマップ

ホーム

国土交通省について

報道・広報

政策・法令・予算

オープンデータ

お問い合わせ・申請

報道・広報

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します

内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します

令和2年3月27日

国土交通省では、地球温暖化対策計画における内航海運のCO2排出削減目標達成に向け、船舶の省エネ・省CO2技術の効果を「見える化」し評価できる内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します。

平成27年12月に国連気候変動枠組条約において「パリ協定」が採択され、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。同計画において、内航海運におけるCO2排出削減目標として「2030年度に2013年度比で157万t-CO2削減」することが掲げられています。

しかし、内航船の環境性能を客観的に評価する指標はなく、船舶の所有者、運航者、船舶を建造した造船所、船舶を利用する荷主等が省エネ・省CO2に優れた船舶を建造・運航しても十分にPRしづらい現状がありました。

このため、平成29年7月より船舶の省エネ・省CO2効果を「見える化」し、評価できる内航船省エネルギー格付制度の暫定運用を行ってきたところですが、今般、環境性能の評価手法の変更等を行い、本格運用を開始します。

本制度では、船舶の所有者、船舶の運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を利用する荷主から申請があった船舶の環境性能を、基準値よりも何%改善したかに応じて、星1つ(★)～5つ(★★★★★)で評価を行います。

表 改善率に応じた評価

改善率	0%以下	0%～ 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
評価	評価無し	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★

格付を取得した事業者は、船体や名刺、企業ホームページ等でロゴマークを使用することができます。船舶に格付を付与しロゴマークの使用を認められることで、環境対策に関心のある荷主や消費者へ、環境性能のよい船舶を建造、運航していること等PRが行いやすくなることが期待されます。

なお、国土交通省でも、高い格付の船舶及び申請事業者を定期的に公表する予定です。国土交通省としては、本制度を通して引き続き内航海運の省エネ・省CO2化に努めて参ります。



添付資料

[【報道発表資料】内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します](#) (PDF形式: 160KB)

[\(別添1\)内航船省エネルギー格付制度概要](#) (PDF形式: 130KB)

[\(別添2\)内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領](#) (PDF形式: 166KB)

[\(別添2-1\)内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領様式第1](#) (Excel形式: 14KB)

[\(別添2-2\)内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領様式第2](#) (Excel形式: 43KB)

[\(別添2-3\)内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領様式第3](#) (PDF形式: 41KB)

[\(別添2-4\)内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領様式第4](#) (PDF形式: 57KB)

[\(別添3\)内航船省エネルギー格付制度計算要領\(ハード対策\)](#) (PDF形式: 350KB)

お問い合わせ先

国土交通省海事局海洋・環境政策課 中村、鈴木

TEL: (03)5253-8111 (内線43-902、43-914) 直通 (03)5253-8636 FAX: (03)5253-1644

国土交通省(法人番号2000012100001)

[[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#)

[リンク・著作権・免責事項について](#)

[関連リンク集](#)

[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#)

[ソーシャルメディア利用方針](#)

内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、内航船省エネルギー格付制度（以下「格付制度」という。）の格付評価に用いる用いる二酸化炭素放出抑制指標（MARPOL 条約に規定するエネルギー効率設計指標 Energy Efficiency Design Index）（以下「EEDI」という。）及び EEDI が計算できない場合等に用いる代替方法を用いた申請、評価等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付制度

格付制度は、海運事業者等からの申請に基づき、国土交通省海事局が省エネ・CO2 排出削減対策の導入による船舶の CO2 排出削減率を評価し、その結果を格付として表す制度である。格付の対象は船舶であり、一隻の船舶につき、一つの格付を付与することとする。ただし、省エネ性能に影響する改造を行った場合は、新たな格付を付与することができることとする。具体的な計算方法については、「内航船省エネルギー格付制度計算要領（ハード対策）」で定める。

第3 格付評価の基準

（1）格付評価段階

「内航船省エネルギー格付制度計算要領（ハード対策）」における第2で示す計算方法で算出された改善率に応じて、以下の表に掲げる段階で評価を行うこととする。

表：評価段階

改善率	0%以下	0%～ 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
評価段階	なし	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★

（2）格付

格付は、「格付評価（格付手法）」とし、改善率が 0%以下の船舶については格付を付与しない。

格付の例：★★★★★（EEDI）

(3) ロゴマーク

格付が付与された船舶を申請した事業者は、様式2により国土交通省にロゴマークの使用を申請し、国土交通省より許可を得た場合は、以下に示すロゴマークを当該事業者のホームページや名刺等で使用することができる。なお、ロゴマークに星印を付す場合は、申請船への評価と同じ数とする。

ロゴマークの使用は、格付が付与された船舶を申請した事業者が当該船舶を所有、運航または活用している期間のみとする。

ロゴマーク：



ロゴマーク使用（例）（格付が「★★★★★(EEDI)」の場合）：



第4 格付の申請手続き

(1) 申請者

格付の申請者は、船舶の所有者、船舶の運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を活用する荷主とする。ただし、船舶の運航者又は船舶を活用する荷主が申請する場合は、船舶の所有者も共同で申請すること。

(2) 申請書類

申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- I. 様式1
- II. 様式1の根拠となる資料
- III. 様式2（ロゴマークの使用を申請する場合のみ）

(3) 申請先

国土交通省海事局海洋・環境政策課

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号：03-5253-8636

F A X：03-5253-1644

E－m a i l：kakuduke@gxb.mlit.go.jp

(4) 申請時期

申請は随時受け付けることとする。なお、既に格付けを取得している場合は、様式2の申請のみを行うこともできる。

(5) 申請方法

第4(2)に示す申請書類を作成の上、第4(3)の申請先に郵送又は電子媒体(PDFファイル等)を提出すること。なお、申請者に対して申請書類を受け取った旨の連絡は行わないため、郵送の場合は配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。

第5 格付の付与手続き

格付評価の妥当性を確認し、様式3により申請者に通知する。また、ロゴマークの使用を申請した場合は、許可内容について様式4により申請者に通知する。

第6 格付の変更について

格付申請事業者は、過去に格付けを取得した船舶の改造を行った場合等に当該船舶の格付を再申請することができる。

再申請する場合は、その理由(改造を行った場合は、その概要)を記した資料を添えて、第4の申請手続きに準じて申請すること。

様式第 1

内航船省エネルギー格付申請書

海事局海洋・環境政策課長 殿

年 月 日

法人名
住所・連絡先
代表者の役職名
代表者の氏名

内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領に基づき、次のとおり申請します。

1. 基本情報

船名	
船種	フェリー・自動車運搬船/RoRo船・コンテナ船・セメント船・石灰石船 油タンカー・一般貨物船・LPGタンカー・ケミカルタンカー・その他
造船所	
就航年月日	
船舶所有者	
運航者	
荷主	

2-1. 格付情報(EEDIを用いる場合)

計算値	
基準値	
改善率【%】	
格付評価	

2-2. 格付情報(代替手法を用いる場合)

申請時期	建造設計段階・水槽試験結果・海上公試運転結果・実運航時の試験結果
代替手法の計算値	
代替手法の基準値	
改善率【%】	
格付評価	

3. 船舶情報

パラメータ	申請値	申請値の根拠
主機関のCO2排出係数: CF_{ME}		
補機関のCO2排出係数: CF_{AE}		
主機関の75%連続最大出力: P_{ME} (kW)		
主機台数		
革新的省エネ技術による主機出力の削減率: f_{effME} (※申請しない場合は、 $f_{effME} = 0$ とすること。)		
P_{ME} における燃料消費率: SFC_{ME} (g-fuel/kWh)		
船舶の推進に必要な電力需要: P_{AE} (kW)		
補機台数		
革新的省エネ技術による主機出力の削減率: f_{effAE} (※申請しない場合は、 $f_{effAE} = 0$ とすること。)		
補機関の50%連続最大出力における燃料消費率: SFC_{AE} (g-fuel/kWh)		
船型補正係数: f_i (※申請しない場合は、 $f_i = 1$ とすること。)		
海上公試運転状態の排水量: W_T (ton)		
輸送能力: Capacity		
P_{ME} 、 W_T における: V_T (knot)		
速力: V_{ref}		

※ 具体的な計算方法については、「内航船省エネルギー格付制度計算要領(ハード対策)」に基づくこと。

様式第 2

内航船省エネルギー格付ロゴマーク使用許可申請書

海事局海洋・環境政策課長 殿

年 月 日

法人名
住所・連絡先
代表者の役職名
代表者の氏名

内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領に基づき、次のとおり申請します。

1. 基本情報

船名	
船舶番号	
船舶所有者	
運航者	
造船所	
荷主	
船舶評価(予定)	

2. ロゴマーク

使用予定ロゴマーク	
ロゴマークの使用者 (事業者単位)	
ロゴマーク使用用途	

様式第3

内航船省エネルギー格付通知書

法人名
代表者の氏名 殿

国海環第 号
年 月 日

国土交通省 海事局
海洋・環境政策課長 ○○ ○○

内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領に基づき、次のとおり通知します。

「船名（船舶番号：）」に対して、「格付」を付与します。

様式第4

内航船省エネルギー格付ロゴマーク使用許可書

法人名
代表者の氏名 殿

国海環第 号
年 月 日

国土交通省 海事局
海洋・環境政策課長 ○○ ○○

内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領に基づき、次マークの使用を以下の条件で許可します。

ロゴマーク：

条件：

- ① ロゴマークの使用者は「○○」とする。
- ② ロゴマークの使用用途は「▲▲」とする。
- ③ その他国土交通省がロゴマークの使用にあたって随時行う指示に従って使用する。

2020年3月26日
海事局海洋・環境政策課

内航船省エネルギー格付制度計算要領（ハード対策）

第1 趣旨

この要領では、内航船省エネルギー格付制度（以下「格付制度」という。）の格付評価に用いる二酸化炭素放出抑制指標（MARPOL 条約に規定するエネルギー効率設計指標 Energy Efficiency Design Index）（以下「EEDI」という。）及び EEDI が計算できない場合等に用いる計算方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付制度の概要

格付制度は、海運事業者等からの申請に基づき、国土交通省海事局が省エネ・CO2 排出削減対策の導入による船舶の CO2 排出削減率を評価し、その結果を格付として表す制度である。格付の対象は船舶であり、一隻の船舶につき、一つの格付を付与することとする。ただし、省エネ性能に影響する改造を行った場合等は、新たな格付を付与することができる。

船舶の環境性能は、現在外航船で用いられている1トンの貨物を1マイル運ぶのに必要な CO2 排出量を意味する EEDI を用いて評価を行う。ただし、水槽試験を実施しない等のため EEDI が算出できない場合その他申請者が希望する場合には、代替手法を用いて評価を行うことができる。

（I）EEDI を用いて評価を行う場合

- i) Resolution MEPC.212(63)に基づいて計算し、Resolution MEPC.214(63)に基づき検証された EEDI 値（Attained EEDI）を当該船舶の指標とする。
- ii) MARPOL 条約第IV附属書第 21 規則に規定される基準式に DWT（載貨重量）または GT（総トン数）を入力して得られる値を基準値とする。
- iii) i) で得られた指標と ii) で得られた基準値から次式の通り改善率[%]を計算する。

$$\text{改善率}[\%] = \frac{(\text{基準値} - \text{EEDI})}{\text{基準値}} \times 100$$

(II) 代替手法を用いて評価を行う場合

水槽試験を実施しない等のため EEDI が算出できない場合その他申請者が希望する場合には、船舶が航海中に行った仕事とそれに費やした燃料消費量から換算される CO2 排出量との比が、基準値より何%改善されているかで判断する代替手法を用いて評価を行うことができる。代替手法及び改善率は以下の式で表される。

$$X = \frac{CF_{ME} \cdot FOC_{ME} + CF_{AE} \cdot FOC_{AE}}{f_i \cdot W_T \cdot \text{Dist.}}$$

$$= \frac{\sum_{j=1}^n (CF_{ME(j)} \cdot P_{ME(j)} \cdot SFC_{ME(j)}) - \sum_{j=1}^n (f_{effME(j)} \cdot CF_{ME(j)} \cdot P_{ME(j)} \cdot SFC_{ME(j)}) + CF_{AE} \cdot P_{AE} \cdot SFC_{AE} - f_{effAE} \cdot CF_{AE} \cdot P_{AE} \cdot SFC_{AE}}{f_i \cdot W_T \cdot V_T}$$

$$\text{改善率}[\%] = \frac{(\text{基準値} - X)}{\text{基準値}} \times 100$$

各パラメータは以下のとおり。

- ・ CF_{ME} , CF_{AE} (g-CO₂/g-fuel) : CO2 排出係数
使用燃料が C 重油の場合 : 3.1144
使用燃料が A 重油の場合 : 3.206
使用燃料が LNG の場合 : 2.750
- ・ FOC_{ME} (g-fuel) : 主機関の燃料消費量
- ・ FOC_{AE} (g-fuel) : 補機関の燃料消費量
- ・ f_i : 船型補正係数
- ・ W_T (ton) : 海上試運転状態の排水量
- ・ Dist. (mile) : 航海距離
- ・ P_{ME} (kW) : 主機関の 75%連続最大出力
- ・ SFC_{ME} (g-fuel/kWh) : P_{ME} での燃料消費率
- ・ f_{effME} : 革新的省エネ技術による主機出力の有効係数
- ・ P_{AE} (kW) : 造船所が作成した代替手法用電力調査表の値等から算出された船舶の推進及び居住設備に必要な電力需要に対して給電するための補機関の出力
- ・ SFC_{AE} (g-fuel/kWh) : 補機関の 50%連続最大出力での燃料消費率
- ・ f_{effAE} : 革新的省エネ技術による補機出力の有効係数
- ・ V_T (knot) : W_T , P_{ME} における速力

基準値は、以下の基準式に海上試運転状態の排水量を代入して得られる値とする。

表 基準式

船種	基準式	基準式の適用範囲 (※)
フェリー	$328.7 \times W_T^{-0.2261}$	$W_T : 3,500[\text{ton}] \sim 16,000[\text{ton}]$ 及び $V_T : 25[\text{knot}]$ 未満
自動車運搬船/RoRo 船	$467.5 \times W_T^{-0.3055}$	$W_T : 2,700[\text{ton}] \sim 12,000[\text{ton}]$
コンテナ船	$2847 \times W_T^{-0.5801}$	$W_T : 1,200[\text{ton}] \sim 2,500[\text{ton}]$
セメント船、石灰石船	$1592 \times W_T^{-0.4995}$	$W_T : 1,200[\text{ton}] \sim 17,000[\text{ton}]$
油タンカー	$794.4 \times W_T^{-0.4359}$	$W_T : 400[\text{ton}] \sim 7,800[\text{ton}]$
一般貨物船	$2096 \times W_T^{-0.5582}$	$W_T : 600[\text{ton}] \sim 2,500[\text{ton}]$
LPG タンカー	$4241 \times W_T^{-0.6297}$	$W_T : 1,100[\text{ton}] \sim 2,600[\text{ton}]$
ケミカルタンカー	$520.1 \times W_T^{-0.3931}$	$W_T : 600[\text{ton}] \sim 2,000[\text{ton}]$
その他の船種	- (第 4 参照)	

※ 基準式の適用範囲外の船舶を申請する場合は、第 4 の手法で評価を行うのか、代替手法で評価を行うのかを選択できる。

第3 代替手法及び改善率の計算方法

申請者は、格付を申請する時期に応じて、(I)(i)～(II)(ii)のいずれかの方法で計算を行う。

(I) 海上試運転までに申請する場合

設備導入・設計による措置（ハード対策）について船種に応じた評価を行う。Xは第2に示した式へ以下の値を代入して求める。基準値は、表に示された基準式に、建造設計段階で示されている申請船の海上試運転時における計画排水量を代入して求められた値とする。

(i) 建造設計段階で申請する場合

- ・ CF_{ME} , CF_{AE} (g-CO₂/g-fuel) : CO₂ 排出係数
使用予定燃料が C 重油の場合 : 3.1144
使用予定燃料が A 重油の場合 : 3.206
使用予定燃料が LNG の場合 : 2.750
- ・ MCR_{ME} (kW) : 建造仕様書に記載されている主機関の連続最大出力。出力制限を行う場合は、建造仕様書に記載された出力制限後の連続最大出力。
- ・ P_{ME} (kW) : 75% MCR_{ME}
なお、軸発電を用いる場合は、軸発電機の75%定格出力を P_{PTO} [kW]とすると、 $P_{ME} = 0.75 (MCR_{ME} - P_{PTO})$ とする。ただし、 $0.75P_{PTO} \leq P_{AE}$ とし、 $0.75P_{PTO}$ が P_{AE} を超える場合は、 $0.75P_{PTO} = P_{AE}$ とする。
- ・ f_{effME} : 革新的省エネ技術等による主機出力の有効係数
主機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{effME} = 0$ とする。
- ・ SFC_{ME} (g-fuel/kWh) : P_{ME} での燃料消費率 (※1) (※2)
- ・ MCR_{AE} (kW) : 建造仕様書に記載されている補機関の連続最大出力 (※1)
- ・ P_{AE} (kW) : 造船所が作成した代替手法用の電力調査表の値から算出された船舶の推進及び居住設備に必要な電力需要に対して給電するための補機関の出力 (※3)
- ・ f_{effAE} : 革新的省エネ技術による補機出力の有効係数
補機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{effAE} = 0$ とする。
- ・ SFC_{AE} (g-fuel/kWh) : 50% MCR_{AE} での燃料消費率 (※2) (※4)
なお、軸発電の燃料消費率は SFC_{ME} とすること。
- ・ f_i : 船型補正係数
満載排水量に対して載貨重量が大きくなるよう船型改良を行っている船舶については、当該船型改良を補正係数として入力することができる。なお、船型補正

の対象となるのは船型補正基準式が設定されている下表に掲げる船種のみとする。

建造仕様書に記載されている申請船の満載排水量を W_{FULL} [ton]、載貨重量を DWT [ton]、船型補正基準式に W_{FULL} [ton]を代入して得られる値を DWT_r [ton]とすると、 f_i は以下の式で表される。補正を行わない場合は $f_i=1$ とする。

$$f_i = \frac{DWT}{DWT_r}$$

表 船型補正基準式

船種	DWT_r [ton]
セメント船、石灰石船、油タンカー	$0.760 \times W_{FULL} - 272$
ケミカルタンカー	$0.628 \times W_{FULL} + 6$
一般貨物船、コンテナ船	$0.522 \times W_{FULL} + 182$
LPG タンカー	$0.646 \times W_{FULL} - 265$

- ・ W_T (ton) : 建造仕様書に記載されている海上試運転状態の計画排水量 (※5)
- ・ V_T (knot) : P_{ME} 、 W_T 状態における速力 (※5)

その他、上記に示されていない技術であって、船舶全体として省エネ・CO₂ 排出削減効果がある技術の申請を希望する場合等特別な事情がある場合は、国土交通省へ相談すること。

※1 建造仕様書に記載されているマージンを含めた値とすること。

建造仕様書に記載が無い場合は、造船所若しくはエンジンメーカーに問い合わせるか、又は $190[\text{g-fuel/kWh}]$ を使用してもよい。

※2 造船所又はメーカーより示された燃料消費率が A 重油を使用した場合の燃料消費率であって、かつ、通常運航時に C 重油を使用する場合は、以下の換算を行うこと。

$$C \text{ 重油の燃料消費率} = A \text{ 重油の燃料消費率} \times 42,700 (A \text{ 重油の低位発熱量}[\text{kJ/kg}]) / 40,200 (C \text{ 重油の低位発熱量}[\text{kJ/kg}])$$

※3 造船所が作成する電力調査表 (別添 1) を基に、以下の式から算出すること。

$$P_{AE} = P_{load} / (P_{dg} / P_{ge})$$

- ・ P_{load} (kW) : 負荷の所要電力
- ・ P_{dg} (kW) : 発電機定格出力 (※5)
- ・ P_{ge} (kW) : 発電用原動機定格出力 (※5)

造船所で別添1の電力調査表を作成できない場合は、以下の式から算出してもよい。

MCR_{ME}をもとにした P_{AE}の算出式

船種	MCR _{ME} (主機連続最大出力) の合計	P _{AE} (補機負荷出力)
	(kW)	(kW)
フェリー	20000 未満	$0.09 \times \text{MCR}_{\text{ME}}$
	20000 以上	$0.045 \times \text{MCR}_{\text{ME}} + 900$
PCC&RORO	10000 未満	$0.06 \times \text{MCR}_{\text{ME}}$
	10000 以上	$0.03 \times \text{MCR}_{\text{ME}} + 300$
セメント船、石灰石船、油タンカー、ケミカルタンカー、一般貨物船、コンテナ船、LPG タンカー	1000 未満	$0.12 \times \text{MCR}_{\text{ME}}$
	1000 以上	$0.06 \times \text{MCR}_{\text{ME}} + 60$

※4 建造仕様書に記載が無い場合、メーカーカタログ値 (50%MCR での値) 又は 215[g-fuel/kWh] を使用してもよい。

※5 建造契約上の保証速度。P_{ME}、W_T状態での保証速度が建造契約上に記載されていない場合は、P_{ME}、W_T状態で造船所が船主に対して約束する速度。

(ii) 水槽試験の結果で申請する場合

- CF_{ME} , CF_{AE} (g-CO₂/g-fuel) : CO₂ 排出係数
 - 使用予定燃料が C 重油の場合 : 3.1144
 - 使用予定燃料が A 重油の場合 : 3.206
 - 使用予定燃料が LNG の場合 : 2.750
- MCR_{ME} (kW) : 建造仕様書に記載されている主機関の連続最大出力。出力制限を行う場合は、建造仕様書に記載された出力制限後の連続最大出力
- P_{ME} (kW) : 75% MCR_{ME}

なお、軸発電を用いる場合は、軸発電機の 75% 定格出力を P_{PTO} [kW] とすると、 $P_{ME} = 0.75 (MCR_{ME} - P_{PTO})$ とする。ただし、 $0.75P_{PTO} \leq P_{AE}$ とし、 $0.75P_{PTO}$ が P_{AE} を超える場合は、 $0.75P_{PTO} = P_{AE}$ とする。
- f_{effME} : 革新的省エネ技術による主機出力の有効係数

主機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{effME} = 0$ とする。
- SFC_{ME} (g-fuel/kWh) : P_{ME} での燃料消費率 (※1) (※2)
- MCR_{AE} (kW) : 建造仕様書に記載されている補機関の連続最大出力 (※1)
- P_{AE} (kW) : 造船所が作成した代替手法用電力調査表の値から算出された船舶の推進及び居住設備に必要な電力需要に対して給電するための補機関の出力 (※3)
- f_{effAE} : 革新的省エネ技術による補機出力の有効係数

補機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{effAE} = 0$ とする。
- SFC_{AE} (g-fuel/kWh) : 50% MCR_{AE} での燃料消費率 (※2) (※4)

なお、軸発電の燃料消費率は SFC_{ME} とすること。
- f_i : 船型補正係数

満載排水量に対して載貨重量が大きくなるよう船型改良を行っている船舶については、当該船型改良を補正係数として入力することができる (任意)。なお、船型補正の対象となるのは基準式が設定されている以下の船種のみとする。

建造仕様書に記載されている申請船の満載排水量を W_{FULL} [ton]、載貨重量を DWT [ton]、船型補正基準式に W_{FULL} [ton] を代入して得られる値を DWT_r [ton] とすると、 f_i は以下の式で表される。補正を行わない場合は $f_i = 1$ とする。

$$f_i = \frac{DWT}{DWT_r}$$

表 船型補正基準式

船種	DWT_r [ton]
セメント船、石灰石船、油タンカー	$0.760 \times W_{FULL} - 272$

ケミカルタンカー	$0.628 \times W_{FULL} + 6$
一般貨物船、コンテナ船	$0.522 \times W_{FULL} + 182$
LPG タンカー	$0.646 \times W_{FULL} - 265$

- ・ W_T (ton) : 水槽試験で採用した海上試運転状態の計画排水量
- ・ V_T (knot) : 水槽試験の結果から推定される W_T, P_{ME} における速力

その他、上記に示されていない技術であって、船舶全体として省エネ・CO2 排出削減効果がある技術の申請を希望する場合等特別な事情がある場合は、国土交通省へ相談すること。

※1 建造仕様書に記載されているマージンを含めた値とすること。

建造仕様書に記載が無い場合は、造船所若しくはエンジンメーカーに問い合わせるか、又は $190[\text{g-fuel/kWh}]$ を使用してもよい。

※2 造船所又はメーカーより示された燃料消費率が A 重油を使用した場合の燃料消費率であって、かつ、通常運航時に C 重油を使用する場合は、以下の換算を行うこと。

$$C \text{ 重油の燃料消費率} = A \text{ 重油の燃料消費率} \times 42,700 (A \text{ 重油の低位発熱量}[\text{kJ/kg}]) / 40,200 (C \text{ 重油の低位発熱量}[\text{kJ/kg}])$$

※3 造船所が作成する電力調査表（別添1）を基に、以下の式から算出すること。

$$P_{AE} = P_{load} / (P_{dg} / P_{ge})$$

- ・ P_{load} (kW) : 負荷の所要電力
- ・ P_{dg} (kW) : 発電機定格出力 (※5)
- ・ P_{ge} (kW) : 発電用原動機定格出力 (※5)

造船所で別添1の電力調査表を作成できない場合は、以下の式から算出してもよい。

MCR_{ME} をもとにした P_{AE} の算出式

船種	MCR _{ME} (主機連続最大出力) の合計	P _{AE} (補機負荷出力)
	(kW)	(kW)
フェリー	20000 未満	$0.09 \times MCR_{ME}$
	20000 以上	$0.045 \times MCR_{ME} + 900$
PCC&RORO	10000 未満	$0.06 \times MCR_{ME}$

	10000 以上	$0.03 \times MCR_{ME} + 300$
セメント船、石灰石船、 油タンカー、ケミカルタ ンカー、一般貨物船、コ ンテナ船、LPG タンカ ー	1000 未満	$0.12 \times MCR_{ME}$
	1000 以上	$0.06 \times MCR_{ME} + 60$

※4 建造仕様書に記載が無い場合、メーカーカタログ値（50%MCR での値）又は 215[g-fuel/kWh] を使用してもよい。

※5 建造仕様書に記載が無い場合は、造船所から入手すること。

(II) 海上試運転後に申請する場合

設備導入・設計による措置（ハード対策）について船種に応じた評価を行う。Xは第2に示した式へ以下の値を代入して求める。基準値は、表に示された基準式に、海上試運転状態の排水量を代入して求められた値とする。

(i) 海上試運転の結果を用いる場合

- CF_{ME} , CF_{AE} (g-CO₂/g-fuel) : CO₂ 排出係数
使用燃料が C 重油の場合 : 3.1144
使用燃料が A 重油の場合 : 3.206
使用燃料が LNG の場合 : 2.750
- MCR_{ME} (kW) : 主機関の連続最大出力。燃料噴射ポンプラックを封印している場合は、封印後の連続最大出力。
- P_{ME} (kW) : 75% MCR_{ME}
なお、軸発電を用いる場合は、軸発電機の 75% 定格出力を P_{PTO} [kW] とすると、 $P_{ME} = 0.75 (MCR_{ME} - P_{PTO})$ とする。ただし、 $0.75P_{PTO} \leq P_{AE}$ とし、 $0.75P_{PTO}$ が P_{AE} を超える場合は、 $0.75P_{PTO} = P_{AE}$ とする。
- f_{eHME} : 革新的省エネ技術による主機出力の有効係数
主機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{eHME} = 0$ とする。
- SFC_{ME} (g-fuel/kWh) : P_{ME} での燃料消費率 (※1) (※2)
- MCR_{AE} (kW) : 補機関の連続最大出力 (※1)
- P_{AE} (kW) : 造船所が作成した代替手法用電力調査票の値から算出された船舶の推進及び居住設備に必要な電力需要に対して給電するための補機関の出力 (※3)
- f_{eHAE} : 革新的省エネ技術による補機出力の有効係数
補機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{eHAE} = 0$ とする。
- SFC_{AE} (g-fuel/kWh) : 50% MCR_{AE} での燃料消費率 (※2) (※4)
なお、軸発電の燃料消費率は SFC_{ME} とすること。
- f_i : 船型補正係数
満載排水量に対して載貨重量が大きくなるよう船型改良を行っている船舶については、当該船型改良を補正係数として入力することができる (任意)。なお、船型補正の対象となるのは基準式が設定されている以下の船種のみとする。
造船所より示された申請船の満載排水量を W_{FULL} [ton]、載貨重量を DWT [ton]、船型補正基準式に W_{FULL} [ton] を代入して得られる値を DWT_r [ton] とすると、 f_i は以下の式で表される。補正を行わない場合は $f_i = 1$ とする。

$$f_i = \frac{DWT}{DWT_r}$$

表 船型補正基準式

船種	DWT _r [ton]
セメント船、石灰石船、油タンカー	0.760 × W _{FULL} - 272
ケミカルタンカー	0.628 × W _{FULL} + 6
一般貨物船、コンテナ船	0.522 × W _{FULL} + 182
LPG タンカー	0.646 × W _{FULL} - 265

- ・ W_T (ton) : 海上試運転時の排水量
- ・ V_T (knot) : 海上試運転時の P_{ME}、W_Tにおける速力 (※5)

その他、上記に示されていない技術であって、船舶全体として省エネ・CO₂ 排出削減効果がある技術の申請を希望する場合等特別な事情がある場合は、国土交通省へ相談すること。

- ※1 海上試運転で計測しない場合は、造船所又はエンジンメーカーに問い合わせるか、又は 190[g-fuel/kWh] を使用してもよい。海上試運転で計測する場合は、「海上試運転計測結果の負荷率に対する燃費率をプロットしたカーブから読み取った、負荷率 75%における燃費率」を用いること。
- ※2 造船所又はメーカーより示された燃料消費率が A 重油を使用した場合の燃料消費率であって、かつ、通常運航時に C 重油を使用する場合は、以下の換算を行うこと。

$$C \text{ 重油の燃料消費率} = A \text{ 重油の燃料消費率} \times 42,700 (A \text{ 重油の低位発熱量[kJ/kg]}) / 40,200 (C \text{ 重油の低位発熱量[kJ/kg]})$$

- ※3 造船所が作成する電力調査表 (別添 1) を基に、以下の式から算出すること。

$$P_{AE} = P_{load} / (P_{dg} / P_{ge})$$

- ・ P_{load} (kW) : 負荷の所要電力
- ・ P_{dg} (kW) : 発電機定格出力 (※6)
- ・ P_{ge} (kW) : 発電用原動機定格出力 (※6)

造船所で別添 1 の電力調査表を作成できない場合は、以下の式から算出してもよい。

MCR_{ME} をもとにした P_{AE} の算出式

船種	MCR _{ME} (主機連続最大出力) の合計	P _{AE} (補機負荷出力)
	(kW)	(kW)
フェリー	20000 未満	$0.09 \times MCR_{ME}$
	20000 以上	$0.045 \times MCR_{ME} + 900$
PCC&RORO	10000 未満	$0.06 \times MCR_{ME}$
	10000 以上	$0.03 \times MCR_{ME} + 300$
セメント船、石灰石船、油タンカー、ケミカルタンカー、一般貨物船、コンテナ船、LPG タンカー	1000 未満	$0.12 \times MCR_{ME}$
	1000 以上	$0.06 \times MCR_{ME} + 60$

※4 海上試運転で計測しない場合、メーカーカタログ値 (50%MCR での値) 又は 215[g-fuel/kWh] を使用してもよい。

※5 海上試運転結果の計測値から ISO 15016 : 2015 等の解析手法により波、風、潮流の影響を排除したカーブから読み取った、主機定格の 75%出力における速力とすること。※6 不明の場合は、造船所から入手すること。

(ii) 実運航後に申請する場合

- CF_{ME} , CF_{AE} (g-CO₂/g-fuel) : CO₂ 排出係数
使用燃料が C 重油の場合 : 3.1144
使用燃料が A 重油の場合 : 3.206
使用燃料が LNG の場合 : 2.750
- MCR_{ME} (kW) : 主機関の連続最大出力。燃料噴射ポンプラックを封印している場合は、船舶検査手帳に記載されている封印後の連続最大出力。
- P_{ME} (kW) : 75% MCR_{ME}
なお、軸発電を用いる場合は、軸発電機の 75% 定格出力を P_{PTO} [kW] とすると、 $P_{ME} = 0.75 (MCR_{ME} - P_{PTO})$ とする。ただし、 $0.75P_{PTO} \leq P_{AE}$ とし、 $0.75P_{PTO}$ が P_{AE} を超える場合は、 $0.75P_{PTO} = P_{AE}$ とする。
- f_{effME} : 革新的省エネ技術による主機出力の有効係数
主機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{effME} = 0$ とする。
- SFC_{ME} (g-fuel/kWh) : P_{ME} での燃料消費率 (※1)
- MCR_{AE} (kW) : 補機関の連続最大出力
- P_{AE} (kW) : 造船所が作成した代替手法用電力調査表の値から算出された船舶の推進及び居住設備に必要な電力需要に対して給電するための補機関の出力 (※2)
- f_{effAE} : 革新的省エネ技術による補機出力の有効係数
補機出力を削減する技術が搭載されている場合は、個別の審査を申請することができる。なお、補正を行わない場合は $f_{effAE} = 0$ とする。
- SFC_{AE} (g-fuel/kWh) : 50% MCR_{AE} での燃料消費率 (※2)
なお、軸発電の燃料消費率は SFC_{ME} とすること。
- f_i : 船型補正係数
満載排水量に対して載貨重量が大きくなるよう船型改良を行っている船舶については、当該船型改良を補正係数として入力することができる (任意)。なお、船型補正の対象となるのは基準式が設定されている以下の船種のみとする。
造船所より示された申請船の満載排水量を W_{FULL} [ton]、載貨重量を DWT [ton]、船型補正基準式に W_{FULL} [ton] を代入して得られる値を DWT_r [ton] とすると、 f_i は以下の式で表される。補正を行わない場合は $f_i = 1$ とする。

$$f_i = \frac{DWT}{DWT_r}$$

表 船型補正基準式

船種	DWT _r [ton]
セメント船、石灰石船、油タンカー	$0.760 \times W_{FULL} - 272$
ケミカルタンカー	$0.628 \times W_{FULL} + 6$
一般貨物船、コンテナ船	$0.522 \times W_{FULL} + 182$
LPG タンカー	$0.646 \times W_{FULL} - 265$

- ・ W_T (ton) : 海上試運転状態での排水量 (※1)
- ・ V_T (knot) : W_T, P_{ME} における速力

その他、上記に示されていない技術であって、船舶全体として省エネ・CO₂ 排出削減効果がある技術の申請を希望する場合等特別な事情がある場合は、国土交通省へ相談すること。

※1 実運航試験で計測しない場合は、造船所又はエンジンメーカーに問い合わせるか、又は 190[g-fuel/kWh] を使用してもよい。実運航試験で計測する場合は、「計測結果の負荷率に対する燃費率をプロットしたカーブから読み取った、負荷率 75%における燃費率」を用いること。

※2 実測値を用いること。SFC_{AE} については、メーカーカタログ値 (50%MCR での値) 又は 215[g-fuel/kWh] を使用してもよい。※3 造船所が作成する電力調査表 (別添 1) を基に、以下の式から算出すること。

$$P_{AE} = P_{load} / (P_{dg} / P_{ge})$$

- ・ P_{load} (kW) : 負荷の所要電力
- ・ P_{dg} (kW) : 発電機定格出力 (※4)
- ・ P_{ge} (kW) : 発電用原動機定格出力 (※4)

※4 不明の場合は、造船所に問い合わせること

造船所で別添 1 の電力調査表を作成できない場合は、以下の式から算出してもよい。

MCR_{ME} をもとにした P_{AE} の算出式

船種	MCR _{ME} (主機連続最大出力) の合計	P _{AE} (補機負荷出力)
	(kW)	(kW)
フェリー	20000 未満	$0.09 \times MCR_{ME}$
	20000 以上	$0.045 \times MCR_{ME} + 900$
PCC&RORO	10000 未満	$0.06 \times MCR_{ME}$

	10000 以上	$0.03 \times MCR_{ME} + 300$
セメント船、石灰石船、 油タンカー、ケミカルタ ンカー、一般貨物船、コ ンテナ船、LPG タンカ ー	1000 未満	$0.12 \times MCR_{ME}$
	1000 以上	$0.06 \times MCR_{ME} + 60$

第4 基準値を持たない船種の格付

第2の表で基準式が設定されていない船種については、「内航船 省エネルギー格付制度事務取扱要領（暫定 運用）」（<http://www.mlit.go.jp/common/001233938.pdf>）に従って、船種に応じた評価を行う。

代替手法用電力調査表様式

1. 代替手法用電力調査表 (EPT-X)作成ガイドライン

第2に示された代替手法での評価値 X は、航海仕事すなわち排水量と航海距離の積に対する航海中に主機関及び補機関が消費する燃料からの CO_2 排出量との比で表される航海エネルギー効率である。この補機関の燃料消費量を算出するために必要な補機関の要求出力 P_{AE} を算定するために代替手法用電力調査表 (EPT-X)を以下に定義する。

EPT-X は、実際に造船所が利用する負荷平衡表に類似した電力調査表ではあるが、 P_{AE} 算定という目的のためにいくつかの新しい定義が導入されており算定プロセスが異なる。しかしながら、最終的な P_{AE} の算定に至るステップを経ることで、様々な船舶や技術の比較が可能となり、最終的にはエネルギー効率改善につながる。

2. 補機の負荷出力 P_{AE} の定義

夏期満載、主機関負荷率 $75\%MCR_{ME}$ の条件下で通常航海時の最大電力負荷に対して給電するための補機の要求出力である。この出力には推進用の機械/システム及び居住設備に必要な動力（主機ポンプ、航海装置・機器、船上生活等）を含めるが、推進機械/システム用以外の動力（スラスタ、貨物ポンプ、荷役装置、バラストポンプ、冷凍装置や貨物倉ファンなどの貨物維持装置等）は除外するため稼働係数をゼロとする。また、断続的に使用する負荷の評価時間は24時間とする。

2. 1 代替手法用電力調査表に記載するデータ

すべての船内負荷を表に記載する。これにより、測定漏れの負荷項目がないことが容易に検証できる。また、稼働係数をゼロとする負荷（スラスタ、貨物ポンプ、荷役装置、バラストポンプ、貨物維持装置、冷凍装置及び貨物倉ファン等）についても記載することにより透明性が確保される。

記載するデータは以下の要素で構成される。

- .1 負荷ID
- .2 負荷グループ
- .3 負荷名称
- .4 装備台数 " n_0 "
- .5 機械的負荷の定格出力 " P_m " [kW]
- .6 負荷の定格電力 " P_r " [kW]
- .7 稼働台数 " n_i "

- . 8 負荷稼働係数 " k_l " [/] (※1)
- . 9 時間稼働係数 " kt " [/] (※2)
- . 10 総稼働係数 " ku " [/]、ここで、 $ku=k_l \cdot kt$
- . 11 負荷の所要電力 " P_{load} " [kW]、ここで、 $P_{load}=Pr \cdot ku \cdot n_i$
- . 12 グループの所要電力 [kW]
- . 13 注記
- . 14 発電機定格出力 " P_{dg} " [kW]
- . 15 原動機定格出力 " P_{ge} " [kW]
- . 16 補機の負荷出力 P_{AE} [kW]、ここで、 $P_{AE}=P_{load}/(P_{dg}/P_{ge})$

※1 発電機出力と実際に使用する負荷出力の割合

※2 評価時間 (24時間) に対する断続負荷の稼働時間の割合

2. 2 負荷グループ

負荷は明確なグループに分け、補助機器を適切に分類できるようにする。グループ化することにより検証過程を容易とし、負荷の低減が可能な領域を特定できる。グループを以下に列挙する。

- . 1 A - 船体、甲板、航海および安全に関するサービス
- . 2 B - 推進補助機器
- . 3 C - 補機および主機
- . 4 D - 船内一般
- . 5 E - 機関室および補機室の換気
- . 6 F - 空調
- . 7 G - 調理室、冷蔵および洗濯
- . 8 H - 居住設備
- . 9 I - 照明および電源ソケット
- . 10 L - 娯楽
- . 11 N - 貨物負荷
- . 12 M - その他の設備

グループA、C、D、Hはさらに以下のサブグループに分類する。

- A1 : 船体サービス
- A2 : 甲板サービス
- A3 : 航海サービス
- A4 : 安全サービス

- C1：冷却海水、冷却清水
- C2：燃料（移送、供給、増圧、循環、清浄、加熱）
- C3：潤滑油・作動油（移送、供給、清浄、加熱、プライミング）
- C4：通風、その他
- D1：海水、清水、飲料水、造水器
- D2：排エコ・ボイラ（熱媒、ボイラ水、燃料）、電気温水器、温水循環
- D3：空気、その他
- H1：移動装置：エレベータ
- H2：環境サービス（污水・汚物処理、下水・排水の回収、移送、処理、貯蔵、排出等）
- H3：廃棄物処理（回収、移送、処理、貯蔵等：廃油、焼却炉）
- H4：居住設備用水移送・供給、プール、サウナ、ジム設備、処理装置

2. 3 負荷グループの説明

A - 船体、甲板、航海および安全に関するサービス

- .1 船体サービスに含まれる負荷は一般に、ICCPシステム、係留装置、各種閉鎖装置、バラスト装置、ビルジ装置、スタビライザー等である。バラスト装置は、稼働係数をゼロとして表示される。
- .2 甲板サービスに含まれる負荷は一般に、甲板およびバルコニーの洗浄装置、救命装置、クレーン等である。
- .3 航海サービスに含まれる負荷は一般に、航海装置、船上通信システム、操舵装置等である。
- .4 安全サービスに含まれる負荷は一般に、能動・受動防火システム、緊急遮断システム、船内放送システム等である。

B - 推進補助機器

このグループには一般に、シャフトモーター用LT冷却ポンプ、推進コンバータ用LT冷却ポンプ、推進用UPS等の推進用予備冷却システムが含まれる。推進サービス負荷には、シャフトモーターおよび機付補機（シャフトモーター付属の冷却ファンおよびポンプ等）、ならびにシャフトモーターチェーン損失およびその機付補機（すなわち、コンバータ付属の冷却ファンおよびポンプ等の関連補助装置を含むシャフトモーターコンバータ、推進変換機付属の冷却ファンおよびポンプ等の関連補助装置の損失を含むシャフトモーター変換機、関連補助装置の損失を含むシャフトモーター高調波フィルター、関連補助装置の消費電力を含むシャフトモーター励起装置等）は含まれない。推進補助機器には、稼働係数をゼロに設定すべき操船用スラスタとその補助装置等の操船用推進装置が含まれる。推進機関連補機、推進軸関連補機が含まれる。

C - 補機および主機

このグループには、冷却系統、すなわち、発電機や推進軸機関用の冷却系統ポンプおよびファン（海水ポンプ、清水専用ポンプ等）、潤滑・燃料系統の供給、移送、清浄および貯蔵、燃焼用空気供給のための換気装置等が含まれる。

D - 船内一般

このグループには、シャフトモーター、補機と主機、居住区域サービスシステムの間で分担可能な一般的サービスを提供する負荷が含まれる。負荷としては一般に、冷却系統、すなわち、海水、清水ポンプ系統、圧縮空気系統、造水装置や自動化システム等が含まれる。

E - 機関室および補機室の換気

このグループには、機関室および補機室の換気を行うすべてのファン、すなわち一般に、機関室冷却給排気ファン、補機室給排気ファンが含まれる。居住区域のファンや燃焼用空気供給ファンはこのグループに含まれない。貨物倉ファン、車両積載区域の給排気ファンも含まれない。

F - 空調

空調サービス用のすべての負荷で、一般に、エアコン冷却機、エアコン冷暖房液の移送と処理、エアコンの空気清浄装置の換気、エアコンの再加熱装置と付属ポンプ等が含まれる。熱負荷消費書類の詳細な妥当性確認を避ける（すなわち、冷却機の電動モーターの定格出力を使用する）ために、エアコン冷却機はすべての台数が稼働するものとし、負荷稼働係数および時間稼働係数は、1に設定（ $k_l=1$ 、 $k_t=1$ ）する。ただし、予備冷却機の台数が熱負荷消費書類に明記されているときに限り、稼働していないものとする。

G - 調理室、冷蔵および洗濯

調理室、食品冷蔵、洗濯に関連するすべての負荷で、一般に、調理室の各種機器、調理用機器、調理室の洗浄器、調理室の補機、冷蔵用コンプレッサと補助装置、空気冷却器等を含む冷蔵室システムが含まれる。

H - 居住設備

乗客および船員の居住設備に関連するすべての負荷で、一般に、船員・乗客の移動装置（エレベータ、エスカレータ等）、環境サービス（下水・排水の回収、移送、処理、貯蔵、排出等）、廃棄物処理（回収、移送、処理、貯蔵等）、居住設備用水の移送（清浄冷温水の供給等）、処理装置、プール設備、サウナ設備、ジム設備等が含まれる。

I - 照明および電源ソケット

照明、娯楽、電源ソケットに関連するすべての負荷。船内照明回路とソケットの量がかなり多くなることがあるので、すべての照明回路とポイントを代替手法用電力調査表に記載することは現実的には不可能である。従って、効率的な電力使用の可能性を特定するために回路を可能な範囲で小グループに分ける。小グループの例は以下のとおりである。少グループ分類が適切でない場合は、変圧器出力として積算する。

.1 照明。

1) 船室、2) 廊下、3) 設備室/階段、4) 公共空間/階段、5) 機関室および補機室、6) 外部エリア、7) 車両積載区域、および 8) 貨物スペース。

.2 電源ソケット。

1) 船室、2) 廊下、3) 設備室/階段、4) 公共空間/階段、5) 機関室および補機室、6) 車両積載区域、および 7) 貨物スペース。

L - 娯楽

このグループには、娯楽に関連するすべての負荷で、一般に、公共空間のオーディオ・ビデオ機器、劇場装置、事務用ITシステム、ビデオゲーム等が含まれる。

N - 貨物負荷

このグループには、貨物ポンプ、荷役装置、貨物維持装置、貨物冷蔵、貨物倉ファン、車両積載区域ファン等、透明性を期すための全ての貨物負荷が含まれる。ただし、このグループの稼働係数はゼロに設定する。

M - その他の設備

このグループには、上述のグループとは無関係であっても通常航海時の最大電力負荷の全体的負荷計算に影響するすべての負荷が含まれる。

3. 代替手法用電力調査表の例示

以下に、EPT-Xの表紙および P_{AE} 算定表を例示する。

代替手法用電力調査表

船舶番号 A1111
船舶名称 Amaru
船級 JG
船種 旅客兼自動車渡船

申請者
名前
住所

ID	グループ	名称	装 備 台 数 (n0)	機 械 的 出 力 (Pm)	定 格 入 力 (Pr)	稼 働 台 数 (n1)	負 荷 稼 働 係 数 (kl)	時 間 稼 働 係 数 (kt)	総 稼 働 係 数 (ku) =kl*kt	所 要 電 力 (Pload) =Pr*kt* n1	グ ル ー プ 所 要 電 力 小 計	備 考
				[kW]	[kW]					[kW]	[kW]	
1	A1	船体電気防食	1	N.A.	10	1	1	1	1	10		
2	A1	係留装置	1	N.A.	7	1	1	0.1	0.1	0.7		
3	A1	ビルジ水分離器	1	N.A.	1.5	1	1	0.1	0.1	0.2		
4	A2	クレーン	1	N.A.	10	1	0.2	1	0.2	2		
5	A3	コンパス	1	N.A.	0.5	1	1	1	1	0.5		
6	A3	レーダー	2	N.A.	1.3	2	1	0.5	0.5	1.3		
7	A3	航海装置	1	N.A.	5	1	1	1	1	5		
8	A3	無線装置	1	N.A.	3.5	1	1	0.1	0.1	0.4		
9	A3	操舵機	1	N.A.	45	1	0.9	0.3	0.27	12.2		
10	A4	船内通信設備	1	N.A.	2.5	1	1	0.1	0.1	0.2	32.5	
11	C1	主冷却用海水ポンプ	3	28	30.3	2	0.9	1	0.90	54.5		
12	C1	低温冷却清水ポンプ	3	28	30.3	2	0.9	1	0.90	54.5		
13	C1	主機冷却水ポンプ	2	13	14.4	1	1	1	1.00	14.4		
14	C2	H.F.O.移送ポンプ	1	6	6.8	1	1	0.1	0.1	0.7		
15	C2	D.O.移送ポンプ	1	6	6.8	1	1	0.1	0.1	0.7		
16	C2	HFO供給装置用ポンプ	2	2.1	2.6	1	0.9	1	0.9	2.3		
17	C2	HFO供給装置用循環ポンプ	2	2.8	3.3	1	0.9	1	0.9	3.0		
18	C2	H.F.O.分離器	2	N.A.	6.5	1	0.9	0.9	0.81	5.3		
19	C3	L.O.移送ポンプ	1	1.4	1.8	1	1	0.1	0.1	0.2		
20	C3	主潤滑油ポンプ	2	55	58.5	1	0.9	1	0.9	52.7		
21	C3	M/E L.O.分離器	1	N.A.	6.5	1	0.9	0.2	0.18	1.2		
22	C3	G/E L.O.分離器	1	N.A.	6.5	1	0.9	0.2	0.18	1.2		
23	C4	E/R送風ファン	4	14	15.5	4	0.9	1	0.9	55.8	246.4	
24	D1	冷却清水ポンプ	2	2.5	2.9	1	1	0.1	0.1	0.3		
25	D2	温水循環ポンプ	2	0.5	0.8	1	1	0.2	0.2	0.2		
26	D3	主空気圧縮機	2	N.A.	43	1	1	0.9	0.1	4.3		
27	D3	制御空気圧縮機	1	N.A.	22	1	1	0.1	0.1	2.2	7.0	
28	E	空気供給通風機	1	N.A.	1	1	1	0.5	0.5	0.5		
29	E	油清浄機室換気装置	1	2.5	3	1	0.9	1	0.9	2.7		
30	E	機関室溶接作業室排気	1	0.5	0.6	1	0.9	1	0.9	0.5	3.7	
31	F	機関制御室冷房装置	1	N.A.	4.2	1	1	0.5	0.5	2.1		
32	F	空調設備用ファン	1	N.A.	8	1	0.9	0.5	0.45	3.6		
33	F	空調設備用コンプレッサー	4	N.A.	10	4	0.9	0.5	0.45	18.0		
34	F	調理室空調設備用ファン	1	N.A.	1.5	1	0.9	0.5	0.45	0.7		
35	F	調理室空調設備用コンプレッサー	1	N.A.	3.5	1	0.9	0.5	0.45	1.6	26.0	
36	G	調理室設備	1	N.A.	80	1	0.5	0.1	0.05	4.0		
37	G	冷蔵庫用コンプレッサー	2	N.A.	4	1	1	0.1	0.1	0.4		
38	G	調理室用排気装置	1	1.2	1.5	1	1	1	1	1.5		
39	G	洗濯室用排気装置	1	0.1	0.1	1	1	1	1	0.1	6.0	
40	H2	汚水処理装置	1	N.A.	4.5	1	1	0.1	0.1	0.5		
41	H2	汚水放出装置	1	3	3.4	1	0.9	0.1	0.09	0.3		
42	H4	真空集塵システム	1	2.4	3	1	1	1	1	3.0		
43	H4	一般清水ポンプ	2	2.8	3.3	1	1	0.1	0.1	0.3	4.1	
44	I	居住区の照明	1	N.A.	16	1	1	0.5	0.5	8.0		
45	I	機関室の照明	1	N.A.	18	1	1	1	1	18.0		
46	I	航海用照明	2	N.A.	0.9	1	1	1	1	0.9	26.9	
47	N	保冷車用レセプタクル	10	5.5	6.4	10	0.5	1	0	0.0		貨物養生等
48	N	貨物倉庫換気ファン	3	18.5	20	3	0.75	1	0	0.0		貨物養生等
49	N	貨物倉庫換気ファン	5	7.5	8.6	5	0.85	1	0	0.0	0.0	貨物養生等
合計			86	—	—	—	—	—	—	352.5	352.5	
発電機定格出力(平均)				800kW								
発電機原動機定格出力(平均)				880kW								

$P_{AE} = \text{総出力} / (\text{発電機定格出力} / \text{発電機原動機定格出力}) = 352.5 / (800 / 880) = 388 \text{ kW}$